

共立女子大学博物館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、共立女子大学博物館（以下「博物館」という。）に関する基本事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 博物館は、本学における教育研究等の使命を達成するため、必要な学術資料および関連資料（以下「資料」という。）の収集、管理、展示等を行い、教職員、学生およびその他一般の利用に供することを目的とする。

(事業)

第3条 博物館は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 資料の収集、管理および調査研究
- (2) 展覧会、講演会等の開催
- (3) 学内外の教育研究および利用に関する支援
- (4) 出版広報活動
- (5) その他博物館の目的達成のために必要な事業

(館長)

第4条 博物館に館長を置く。

- 2 館長は、教授のうちから学長が推薦し、理事長が任命する。
- 3 館長は、館務を掌理する。
- 4 館長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に退任した場合の後任者の任期は、その残任期間とする。

(運営委員会)

第5条 博物館運営の基本事項に関して館長の諮問に応じるため、博物館運営委員会を置く。

- 2 博物館運営委員会の規程は、別に定める。

(職員)

第6条 博物館に職員を置く。

- 2 職員のうち1名は、学芸員資格とそれに基づく実務経験を有する者とする。
- 3 職員について必要な事項は、共立女子学園事務局事務規程をもって別に定める。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、博物館の運営に必要な事項については別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、館長の提議により常務理事会の承認を得るものとする。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。